

## 業務の運営に関する規程

事業所名 日新産業株式会社

### 第1 求人

1. 本所は、国内の全職種（ただし以下に該当する求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人は取り扱わない。若者雇用促進法第11条によって、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者）に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件と比べ著しく不相当である場合には受理しません。
2. 求人の申込みは、求人又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票によりお申込み下さい。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。
3. 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による開示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。
4. 求人受付の際には、受付手数料を、別表の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

### 第2 求職

1. 本所は、国内の全職種（ただし以下に該当する求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人は取り扱わない。若者雇用促進法第11条によって、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者）に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
2. 求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。
3. 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略いたします。
4. （取扱業務の範囲が、芸能家、家政婦（夫）、配ぜん人、調理士、モデル又はマネキンの場合）求職受付の際には、受付手数料を、別表の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

### 第3 紹介

1. 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
2. 求人の方には、そのご希望に適合する求職者を極力お世話致します。
3. 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。  
ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
4. 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。
5. いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任を持って紹介の労をとります。
6. 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は、求人者に紹介を致しません。
7. 就職が決定しましたら求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

### 第4 その他

1. 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応致します。
2. 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様に報告してください。
3. 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、個人情報管理規程に基づき適正に取り扱います。
4. 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切しません。
5. 本所の取扱職種の範囲は、国内の全職種国内の全職種（ただし以下に該当する求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人は取り扱わない。若者雇用促進法第11条によって、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者）です。
6. 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

2022年 4月 1日

代表取締役 木村 康

## 手 数 料 表

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

### 1. 受付手数料

求人又は求職の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求人の受付 1件につき 670円（消費税相当分を含む。）を求人者から

求職の受付 1件につき 670円（消費税相当分を含む。）を求職者から

ただし、同一の求職者にかかる求職の申込みの受理が1ヶ月に3件を超える場合には、3件分を超えては申し受けません。

### 2. 上限制紹介手数料

就職が決定した場合には、求人者から、次の1又は2のいずれかの額の紹介手数料を対象となる賃金が支払われた日以降に申し受けます。

ただし、同一の雇用主に引き続き6ヶ月を超えて雇用された場合は、6ヶ月を超えた雇用については申し受けません。

1 支払われた賃金の10.5%（消費税相当分を含む。）に相当する額（②に該当する場合は②に定めるところにより紹介手数料を申し受けます。）

2 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の雇用主に引き続き6ヶ月を超えて雇用された場合は、次の①又は②によって算出された額のうちいずれか大きい額

① 当該6ヶ月間の雇用にかかる賃金について支払われた賃金額の10.5%（消費税相当分を含む。）に相当する額

② 当該6ヶ月間の雇用にかかる賃金について支払われた賃金額から臨時に支払われた賃金及び3ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金を差し引いた額の10.5%（消費税相当分を含む。）に相当する額

許可番号 14-ユ-300546  
(事業所名) 日新産業株式会社  
(所在地) 神奈川県横浜市中区尾上町6-81

別 紙

取扱職種： 全職種

取扱地域： 国内

返戻金制度に関する事項： 返戻金制度を設けておりません